

市では、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組んでいきます。

1～3回目のワクチン接種

市内の個別接種実施病院や、都や国の大規模接種会場で接種できます。希望する会場での接種を予約してください。



市ホームページはこちら▼
詳しくは、昭島市新型コロナウイルスコールセンター
0120-201-432(毎日/午前9時～午後5時)へ。

4回目のワクチン接種

接種券を発送します

接種の対象は、感染すると重症化するおそれのある、次の①～③のいずれかに該当する方です。市の集団接種会場、市内の個別接種実施病院で接種できます。



市ホームページはこちら▼
詳しくは、昭島市新型コロナウイルスコールセンター
0120-201-432(毎日/午前9時～午後5時)へ。

①60歳以上の方

接種券は、年齢や接種時期に合わせて、順次送付します。令和4年5月31日現在60歳以上で、1月31日までに3回目の接種をした方には、既に送付しました。6月6日までに届かない場合は、問い合わせてください。

なお、市の集団接種会場で3回目の接種をした方には、接種日時・場所などを記載した接種券を送付します。変更やキャンセルを希望する場合は、接種券に同封の案内に従って手続きをしてください。

②18～59歳で基礎疾患のある方

接種券が届いた方でも、国の示す基礎疾患に該当しない場合は接種できません。

1・2回目の接種で予診票の「基礎疾患を有する」欄にチェックをした方113回目の接種日から5か月経過するまでに、接種券を送付します。接種を希望する場合は、同封の案内に従って予約をしてください。

③18～59歳で、感染すると重症化するおそれがあると診断された方

接種の必要性は、かかりつけ医と相談してください。接種券は申請した方に送付しますので、左の申請方法をご覧ください。

【接種券の申請方法】

申請書は、市役所総合案内カウンター、健康課(あいぽっく内)で配布するほか、市ホームページからダウンロードもできます。

6月1日以降、申請書に必要事項を記入し、〒196-0015昭島町4-7-1 あいぽっく健康課へ提出してください。

催し中止

次に掲載がないものは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

●歯と口の健康フェア

例年6月に実施していますが、中止します。

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

●昭島市民への祭

8月に実施する予定でしたが、中止します。

☆詳しくは、昭島市民くじら祭実行委員会事務局(商工会内) ☎543-186へ。

感染予防に努めましょう

3回目のワクチン接種を完了した方が増えていますが、感染者の発生は続いています。ワクチン接種を受けていない10歳未満のお子さんや10代の方と、その同居家族である30～40代の方の感染率が高い状況です。家庭内での感染を防ぐため、感染した方とは可能な範囲で部屋を分ける、こまめに換気する、

共有部分を消毒するなど、対策を徹底しましょう。

オミクロン株による感染は軽症ではあるものの、発熱、けいれん、喉の痛み、嘔吐の症状が多くみられます。油断することなく、引き続き、マスクの着用やうがい、手指消毒など、日々の感染対策と体調管理を心がけましょう。

☆詳しくは、健康課(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

国が作成した布製マスクを配布

配布した布製マスクは、転売や商業利用はできません。

◇日時 6月14日以降(平日のみ)の午前9時～午後5時 ※なくなり次第終了します。

◇場所 あいぽっく
◇配布総数 5000枚
◇配布 1世帯につき5セット(まで)一セット10枚 ※持ち帰り用の袋をお持ちください。

☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

令和4年度 住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金を支給

忘れずに申請を!

①または②に該当する世帯へ、1世帯につき10万円を支給します。ただし、住民税均等割課税者に扶養されている方のみの世帯や、3年度住民税非課税世帯または家計急変世帯として既に支給を受けた世帯は、対象となりません。また、①と②の両方に該当する場合、

重複して申請はできません。
☆詳しくは、昭島市住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当 ☎544-5125(平日の午前8時30分～午後5時)またはファックス544-5131へ。



二次元コードはこちら▶

① 住民税均等割非課税世帯

次のすべてに該当する世帯が対象です。
* 令和3年12月10日時点で日本国内に住民登録がある
* 4年6月1日時点で昭島市に住民登録がある
* 世帯全員の住民税均等割が4年度分から新たに非課税となった

対象と思われる世帯へ、7月上旬に申請書類を送付する予定です。詳しくは、決まり次第「広報あきしま」や市ホームページでお知らせします。

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年間収入見込み額が、①と同様の水準となる世帯が対象です(同じ世帯に住民税均等割課税者が複数いる場合は、原則、同じ月に収入が減少していること)。4年1月～9月のうち任意の1か月の収入を、年収に換算して判定します。対象となる世帯の収入の目安については、市ホームページをご覧ください。

9月30日までに、申請書類と必要書類を市役所福祉総務課へ提出してください。内容を審査のうえ、指定の口座へ振り込みます。

- ◇申請書類・案内の配布 市役所福祉総務課、東部出張所、あいぽっく、教育・発達総合相談窓口(アキシマエンス校舎棟内)、くらし・しごとサポートセンター(昭島町2丁目) ※市ホームページからダウンロードもできます。
- ◇必要書類
 - * 世帯主(申請者)の本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し
 - * 振り込み先となる世帯主の口座が確認できる書類の写し
 - * 4年1月～9月のうち任意の1か月の収入の状況を確認できる書類の写し
 - * 戸籍の附票の写しが必要となる場合があります。

市民の方のワクチン接種状況

12歳以上の方の接種状況は、左の表のとおりです。
☆詳しくは、健康課(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

▼ワクチンの接種状況(5月19日時点)

	65歳以上	12～64歳	合計
対象者数	約3万人	約7万2000人	約10万2000人
1回目 接種人数	2万7957人	6万2606人	9万563人
1回目 接種率	92.3%	85.9%	87.8%
2回目 接種人数	2万7859人	6万2152人	9万111人
2回目 接種率	92.0%	85.3%	87.2%
3回目 接種人数	2万6186人	4万561人	6万6747人
3回目 接種率	86.5%	55.6%	64.7%

生活福祉資金制度の特例貸し付けの申請期間を延長

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで収入が減少した世帯を対象に、貸し付けを行っています。

この申請期間を、8月31日まで延長します。なお、既に貸し付けを受けている方の再申請はできません。
☆詳しくは、社会福祉協議会貸付専用ダイヤル ☎080-9999517657、または、☎080-2372-8154(平日/午前9時～午後5時)へ。

